

「経営者保証に関するガイドライン」の浸透・定着に向けた取組方針

京都府信用農業協同組合連合会

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが経営者保証に関するガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証を代替する手法について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、以下の事項について丁寧かつ具体的な説明を行います。

①保証契約が必要となる理由

②どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか

(2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、以下の観点を総合的に勘案して設定します。

①保証人の資産および収入の状況、融資額

②主たる債務者の信用状況、物的担保の設定状況

③主たる債務者および保証人の適時適切な情報開示姿勢等

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務の履行を求める場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資

産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。